児童館で遊ぼう

親子教室の参加者を募集

大住・普賢寺児童館は、親子教室を開きます。

期間＝9月6日(火)～12月9日(金)

対象・内容・定員など＝左表のとおり

クラス・対象	大住	普賢寺	定員	内容
2歳児（平成20年4月2日～同21年4月1日生）	水曜日 午前10時～11時	火・金曜日 午後1時30分～2時30分	各20人	ふれあい遊び・手遊び・リズム遊び・運動遊び・お絵描きなど、家庭でも楽しめることを中心に行います。
1歳児（平成21年4月2日～同22年4月1日生）	木曜日 午前10時～11時	火・水曜日 午前10時～11時		
0歳児（平成22年4月2日～同23年2月28日生）	金曜日 午前10時～11時	木・金曜日 午前10時～11時		親子で一緒に楽しめるふれあい遊び・手遊び・おもちゃ遊びなどを中心に行います。

申込方法＝往復ハガキの往信用に、希望するクラス・曜日、住所、子ども・保護者氏名（ふりがな）、子どもの性別・生年月日、電話番号、初めて参加する人は「初めて参加」を、返信用に住所・保護者氏名を書いて、参加希望の児童館に郵送してください

初めて参加する人を優先しますが、多数の場合は7月20日(水)午後1時30分から抽選します。

どちらかの児童館の教室に参加したことがある人は、「初めて」となりません。

また、同年齢のクラスで、両方の児童館に申し込んだ場合は無効になります。

しめきり＝7月12日(火)（当日消印有効）

申込・問合せ先＝▼大住児童館（〒610-0343京田辺市大住内山7、☎68・2225）▼普賢寺児童館（〒610-0323京田辺市水取門田6・3、☎65・0153）

三山木小で人形劇体験

4年生がプロから教わる

今年秋に開かれる第26回国民文化祭で、本市では人形劇の祭典を行うことから、人形劇の魅力を知ってもらおうと、6月10日に三山木小学校で、人形劇体験ワークショップが行われました。

市内に在住するプロ人形劇役者のえだまつこずえさんとプロ人形劇団京芸の清水正年さんの指導で、4年生が人形の動かし方を体験。舞台で使う木製の人形・持ち棒の付いた人形・中に手を入れて動かすパクパク人形など、さまざまな種類の人形の動きに子どもたちは、くぎ付けになっていました。プロの模範演技の後、子どもたちも実際に人形を使って「かえるのうた」を合唱したり、腹話術に挑戦したりしました（**＝写真**）。腹話術体験では、各自がストーリーを考えて人形と会話。話に落ちをつけ、クラスメイトを楽しませる場面もあり、教室には笑い声が響いていました。

木製の人形とパクパク人形を体験した吉岡利晃くん（9）は、「木製の人形は初めて触った。動かすのは難しかったけど、面白かったです。パクパク人形は簡単でした。また人形を動かしたい」と目を輝かせていました。

今後も、希望のある市内の小学校で行われる予定です。

国際交流を支援

ホームステイ・留学に補助金交付

市は、市民の国際交流を支援するため、国際交流体験補助金を交付します。

【対象】

市内に住民登録などをしている人で、次に該当する場合

▼**Aタイプ**…外国人（日本に1年以上在留している人を除く）を自宅に宿泊させ、共に生活することを目的とする（ホームステイの受け入れなど）

▼**Bタイプ**…小学生以上の人が、自費により海外でホームステイしたり、語学研修などで留学したり、現地の人と親睦を図ることを目的とする

【補助額】

1泊2千円。上限は5泊1万円

Aタイプは、受け入れ人数が2人以上でも1人分のみが対象です。Bタイプは、観光・旅行など、国際交流体験と認められない期間を除きます。

【申請方法】

市ホームページか市民参画課にある申請書に資料（ホームステイ受け入れ依頼書・留学証明書・航空券の予約書の写しなど）を添え、国際交流体験開始日の2週間前までに申請してください

一年度内の申請回数は、Aタイプは1回、Bタイプは1人1回です。いずれも、体験終了後1カ月以内に報告書の提出が必要です。

なお、国際交流体験の始まる1カ月前以降に申請があった場合は、補助金の振り込みが体験開始後になることがあります。

今年度から申請書と報告書の様式が変わりましたので、ご注意ください。

【申請・問合せ先】

市民参画課（☎64・1314）

1500年前、京田辺は日本の都だった！

継体天皇と筒城宮

①継体天皇について

本市は京都・奈良・大阪を結ぶ三角形のほぼ中心にあり、西には生駒山系に連なる甘南備丘陵、東には豊かな木津川が流れ、地理的な好条件と相まって古くから文化が開け、南山城の中心となってきました。この地に西暦511年から518年までの7年間、第26代継体天皇の筒城宮（つつきのみや）が置かれ、京田辺は日本の都だったことをご存じでしょうか。

今年は京田辺に宮が置かれてから、ちょうど1500年で、秋に記念イベントを予定しています。これを機に5回シリーズで紹介する「継体天皇と筒城宮」を通して、本市の歴史をたどってみたいと思います。

『日本書紀』によると、継体天皇（男大迹王・をほどおう）は第15代応神天皇5世の孫で、現在の滋賀県高島市で生まれました。幼いときに父（彦主人王･ひこうしおう）を亡くし、母（振媛・ふりひめ）の故郷である福井県坂井市で育ったといわれています。第25代武烈天皇が後継者を決めないまま亡くなり、朝廷内の権力者であった大伴金村（おおとものかなむら）らは次期天皇候補として男大迹王を迎えに行きました。

王は「みんなが望むのであれば」と、507年、58歳にして樟葉宮で即位。511年筒城宮に遷都しました。その後、518年弟国宮（おとくにのみや）、526年磐余玉穂宮（いわれのたまほのみや）と遷都を繰り返し、528年には北部九州で起こった磐井の乱を制圧。531年死去し、三嶋藍野陵（みしまのあいののみささぎ）に葬られました。

この陵は、大阪府茨木市の太田茶臼山古墳（おおだちゃうすやまこふん）とされますが、古墳の内容や地名から高槻市にある今城塚古墳（いましろづかこふん）こそが継体天皇の陵であるという意見が有力です。

（「天皇」は7世紀から用いられる用語ですが、一般的に使われますので、ここでも天皇としました）

問合せ先＝社会教育課（☎64-1393）

福祉医療費制度

8月からは新しい受給証

未申請の人はすぐに提出を

7月は、福祉医療費受給者証（老人・障害・母子）の切り替え月です。

現在交付を受けている人には、申請書などを郵送しました。申請書の提出期限が過ぎていますので、未提出の人はすぐに提出してください。

申請書受け付け後に審査し、新しい受給者証を郵送します。8月1日からは、新しい受給者証で受診してください。

老人医療は、世帯構成や前年の収入額で「該当」か「非該当」が決まります。「非該当」の判定になった場合は、通知します。負担割合は、本人と扶養義務者の課税所得によって、3割負担となる場合があります。

また、非課税世帯で「福祉医療費の一部負担金限度額適用認定証」を持つ人も更新となります。必要な人は、7月末までに申請してください。前年度に該当しなかった人で、世帯構成や収入が変わるなどで今年度は該当すると思われる人も、7月末までに申請してください。

【申請に必要なもの】

健康保険証・印鑑

【申請・問合せ先】

国保医療課（☎64・1374）

福祉医療費制度

制度名	対象者	助成内容
老人医療	65～69歳で、次のいずれかに該当する人 ①一人暮らし（所得制限あり） ②満60歳以上の人だけで構成する世帯（所得制限あり） ③所得税が課せられていない世帯 ※住民税非課税世帯に属する人は、申請すると入院時の医療費などが減額になります。	健康保険で受診したときの自己負担分を一部助成
障害者医療	65歳までで、次のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1級または2級を持っている ②療育手帳Aを持っている ③療育手帳B（b1）と身体障害者手帳3級を併せて持っている ④精神障害者の人で障害基礎年金1級または2級を受給している	健康保険で受診したときの自己負担分を助成
母子医療	母子家庭で18歳以下（高校3年卒業まで）の子どもと母親	

後期高齢者医療保険

被保険者証と保険料決定通知書を郵送

手元に届いたら内容の確認を

市は、後期高齢者医療被保険者へ7月中旬に、新しい被保険者証と後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します。

◆被保険者証が届いたら◆

8月1日から使用できる被保険者証を1人1枚郵送します。

住所・氏名・生年月日・一部負担金割合（医療機関での窓口負担割合）を確認してください。一部負担金割合は、平成22年中の収入状況に基づいて判定しますので、現在の被保険者証に書かれている割合から変更（1割→3割、3割→1割）となる場合があります。

なお、現在の被保険者証は、有効期限が7月31日までです。8月1日以降は使用できませんのでご注意ください。

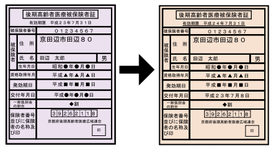

7月31日までの被保険者証　→　新しい被保険者証

◆保険料額を確認◆

後期高齢者医療保険料額決定通知書で、今年度の保険料額を確認してください。保険料の計算式と軽減措置は次のとおりです。

総所得金額など（被保険者＋世帯主）が次の要件を満たす世帯	軽減割合
8.5割軽減の対象となる世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得がない）	9割
基礎控除額（33万円）を超えない	8.5割
基礎控除額（33万円）＋24万5,000円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない	5割
基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者数（被保険者である世帯主を除く）を超えない	2割

【保険料の計算式】

一人あたり保険料額＝均等割額＋所得割額

※均等割額は4万4,410円、所得割額の保険料率は8.68％です。

※所得割額＝（総所得金額－基礎控除〈33万円〉）×保険料率

【軽減措置】

▼被保険者の均等割額

低所得者は世帯（被保険者全員と世帯主）の所得に応じて、上表のとおり保険料の被保険者均等割額が軽減されます。

なお、公的年金を受給している人は、公的年金所得から特別控除（15万円）を差し引いた額で軽減割合を判定します。

▼被保険者の所得割額

基礎控除額（33万円）を差し引いた総所得額が58万円以下の人は、所得割額が5割軽減されます。

▼被扶養者であった人

制度加入の前日まで、会社の健康保険・協会けんぽ・共済組合の被扶養者であった人は、当分の間、所得割はかからず、均等割額が9割軽減されます（国民健康保険・国民健康保険組合の加入者を除く）。

軽減措置の適用は、各社会保険などの加入情報に基づき、京都府後期高齢者医療広域連合が決定しますが、各社会保険などからの情報に漏れがある場合があります。制度加入まで社会保険などの被扶養者であったにもかかわらず、保険料が軽減されていない人は、加入していた社会保険などからの「資格喪失証明書」を持って国保医療課へお越しください。

【問合せ先】

国保医療課（☎64-1374）

国保税を軽減します

非自発的失業者は申請を

市は、非自発的失業者の国民健康保険税（国保税）の負担を軽減します。

対象者は申請すると、前年の給与所得を100分の30として国保税を算定します。高額療養費の所得区分の判定も同様に算定します。

対象者＝次の①～③すべてに該当する人

①市国保に加入している②雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成21年3月31日以降③雇用保険受給資格者証の離職理由欄の数字が右表のいずれかに該当する

国保税の軽減期間＝離職日の翌日の属する月から翌年度末まで

申請に必要なもの＝京田辺市国民健康保険被保険者証・雇用保険受給資格者証・印鑑

雇用保険受給資格者証を紛失・滅失した人は、管轄の公共職業安定所で再交付を受けてください。

問合せ先＝国保医療課（☎64-1332）

	離職理由コード
特定受給資格者	11・12・21 22・31・32
特定理由離職者	23・33・34

入院時の負担額を減額

市民税非課税世帯の人が対象

後期高齢者医療被保険者で市民税が非課税世帯の人は、入院時の食事代などの負担額が減額されます。入院する際、「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をしてください。

なお、現在「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人は、有効期限が7月31日です。8月1日以降分は平成23年度の被保険者と世帯員の所得状況で判断し、引き続き該当する人には、7月中旬から下旬までに同認定証を郵送します。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療被保険者証（保険証）・印鑑

引き続き該当する人は、申請の必要はありません。

【申請・問合せ先】

国保医療課（☎64・1374）